

12. 金庫の主要な事業

◎直近の事業年度における事業の概況

(1) 預金

「健全な経営に徹し、お客様の信頼に応える信用金庫」をモットーとして、ミニディスクロージャー誌の発行など情報開示に努め、地域やお客様に密着した渉外活動を行なうなど、地域・お客様からの信頼性の向上を図るべく努力をまいりました。

令和7年度(令和8年3月末)の預金残高は、819億12百万円で、前年度(令和7年3月末)対比11億27百万円、1.35%の減少となりました。流動性預金、定期性預金ともに減少しました。

(2) 貸出

貸出につきましては、事業性貸出及び個人貸出の推進に積極的に取り組みました。

令和7年度(令和8年3月末)の貸出金残高は、364億45百万円で、前年度(令和7年3月末)対比6億78百万円、1.82%の減少となりました。事業性融資のほか、地方公共団体への融資や個人向けの融資が減少しました。

(3) 収益

令和7年度の収益状況は、経常利益は93百万円、当期純利益は95百万円、本業の収益力を表すコア業務純益は29百万円となりました。

◎最近5年間の主要な経営指標の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
経 常 収 益	1,831,575 千 円	908,919 千 円	1,075,604 千 円	1,357,380 千 円	1,283,610 千 円
経 常 利 益	138,662 千 円	101,552 千 円	173,714 千 円	246,723 千 円	93,514 千 円
当 期 純 利 益	3,682 千 円	100,648 千 円	172,762 千 円	117,938 千 円	95,648 千 円
出 資 総 額	151,494 千 円	148,108 千 円	146,412 千 円	144,739 千 円	142,856 千 円
出 資 総 口 数	3,029 千 口	2,962 千 口	2,928 千 口	2,894 千 口	2,857 千 口
会 員 数	6,124 人	5,985 人	5,904 人	5,809 人	5,736 人
純 資 産 額	4,128 百万円	3,486 百万円	3,623 百万円	3,173 百万円	2,838 百万円
総 資 産 額	90,505 百万円	91,774 百万円	88,835 百万円	86,643 百万円	85,254 百万円
預 金 積 金 残 高	86,066 百万円	86,913 百万円	84,790 百万円	83,040 百万円	81,912 百万円
貸 出 金 残 高	37,571 百万円	37,452 百万円	37,558 百万円	37,124 百万円	36,445 百万円
有 価 証 券 残 高	27,781 百万円	29,633 百万円	29,815 百万円	30,745 百万円	30,400 百万円
単 体 自 己 資 本 比 率	11.58 %	11.60 %	11.75 %	12.03 %	12.36 %
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円	1.5 円
役 員 数	15 人	15 人	14 人	14 人	15 人
うち常勤役員数	5 人	5 人	5 人	5 人	5 人
職 員 数	50 人	50 人	47 人	47 人	47 人

- (注) 1. 総資産額には、債務保証見返は含んでおりません。
2. 経常収益・経常利益・当期純利益は、各年度中の実績を載せてあります。
3. 出資総額・出資総口数・会員数・純資産額・総資産額・預金積金残高・貸出金残高・有価証券残高・役員数(うち常勤役員数)・職員数は、毎期末現在の実績を載せてあります。
4. 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

◎直近の２事業年度における事業の状況

(国内業務部門と国際業務部門との区別はしていません。)

(１) 主要な業務の状況を示す指標

イ． 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益(又は業務純損失)、実質業務純益(又は実質業務純損失)、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)、資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支

(単位：千円)

	令和６年度	令和７年度
資金運用収支	830,525	824,811
資金運用収益	888,941	981,611
資金調達費用	58,415	156,799
役務取引等収支	10,005	13,150
役務取引等収益	54,611	55,638
役務取引等費用	44,605	42,488
その他業務収支	△ 156,688	△ 103,755
その他業務収益	2,965	1,960
その他業務費用	159,654	105,715
業務粗利益	683,842	734,206
業務粗利益率	0.76%	0.84%

(注) 業務粗利益率＝ $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

(単位：千円)

区 分	令和６年度	令和７年度
業務純益 (又は業務純損失)	△ 158,777	△ 50,514
実質業務純益 (又は実質業務純損失)	△ 66,074	△ 47,364
コア業務純益	62,213	29,001
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	62,213	29,001

(注) １． 業務純益(又は業務純損失)＝業務収益－業務費用

業務費用には、例えば人件費のうちの臨時的な経費等を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

２． 実質業務純益(又は実質業務純損失)

＝業務純益(又は業務純損失)＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益(又は実質業務純損失)は、業務純益(又は業務純損失)から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

３． コア業務純益＝実質業務純益(又は実質業務純損失)－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

ロ．資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高・利息・
利回り

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

項 目			令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 勘 定		平 均 残 高	89,487	87,312
		利 息	888,941	981,611
		利 回 り	0.99	1.12
	う ち 貸 出 金	平 均 残 高	36,603	37,020
		利 息	518,786	545,354
		利 回 り	1.41	1.47
	う ち 預 け 金	平 均 残 高	20,721	17,437
		利 息	68,671	90,642
		利 回 り	0.33	0.51
	う ち 有 価 証 券	平 均 残 高	31,637	32,328
		利 息	291,555	333,752
		利 回 り	0.92	1.03
資 金 調 達 勘 定		平 均 残 高	86,548	83,793
		利 息	58,415	156,799
		利 回 り	0.06	0.18
	う ち 預 金 積 金	平 均 残 高	86,381	83,625
		利 息	56,055	154,315
		利 回 り	0.06	0.18
	う ち 譲 渡 性 預 金	平 均 残 高	—	—
		利 息	—	—
		利 回 り	—	—
	う ち 借 用 金	平 均 残 高	—	—
		利 息	—	—
		利 回 り	—	—

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和6年度1百万円、令和7年度4百万円)
を控除して表示しております。

ハ．総資金利鞘

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
資 金 運 用 利 回	0.99	1.12
資 金 調 達 原 価 率	0.93	1.11
総 資 金 利 鞘	0.06	0.01

(注) 1. 資 金 運 用 利 回 = $\frac{\text{資 金 運 用 収 益}}{\text{資 金 運 用 勘 定 計 平 残}} \times 100$

2. 資 金 調 達 原 価 率 = $\frac{(\text{資 金 調 達 費 用} - \text{金 銭 の 信 託 運 用 見 合 費 用} + \text{経 費})}{\text{資 金 調 達 勘 定 計 平 残}} \times 100$

3. 総 資 金 利 鞘 = 資金運用利回 - 資金調達原価率

ニ．受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和6年度			令和7年度		
	残高による増減	利率による増減	純 増 減	残高による増減	利率による増減	純 増 減
受取利息	△ 25,806	80,571	54,764	△ 20,968	113,638	92,669
うち貸出金	△ 16,334	31,968	15,634	5,816	20,752	26,568
うち預け金	△ 6,173	26,032	19,859	△ 12,230	34,201	21,970
うち有価証券	6,395	12,858	19,254	6,200	35,995	42,196
支払利息	△ 364	45,470	45,106	△ 1,797	100,181	98,383
うち預金積金	△ 288	45,690	45,402	△ 1,728	99,987	98,259
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 3	—	△ 3	—	—	—

ホ．利益率

(単位：％)

項 目	令和6年度	令和7年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.26	0.10
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.10

(注) 1. 総 資 産 経 常 利 益 率 = $\frac{\text{経常利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

2. 総 資 産 当 期 純 利 益 率 = $\frac{\text{当期純利益}}{\text{総資産(債務保証見返除く)平均残高}} \times 100$

へ. 経費の内訳

(単位：千円)

区 分			令和6年度	令和7年度
人	件 費		386,244	413,420
	報 酬 給 料 手 当		296,797	318,187
	退 職 給 付 費 用		39,590	42,557
	そ の 他		49,855	52,675
物	件 費		373,374	375,158
	事 務 費	う ち 旅 費 ・ 交 通 費	1,620	1,841
		う ち 通 信 費	26,023	26,678
		う ち 事 務 機 械 賃 借 料	1,663	715
		う ち 事 務 委 託 費	91,519	92,608
	固 定 資 産 費	う ち 土 地 建 物 賃 借 料	30,862	31,017
		う ち 保 全 管 理 費	72,034	72,534
		事 業 費	23,084	22,907
	人 事 厚 生 費	う ち 広 告 宣 伝 費	7,754	7,464
		減 価 償 却 費	63,733	60,441
		そ の 他	12,695	12,408
	税 金		4,330	7,186
	合 計		763,949	795,765

(2) 預金に関する指標

イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の 平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
流動性預金	28,466	29,336
うち有利利息預金	24,776	25,287
定期性預金	57,742	54,112
うち固定金利定期預金	53,081	49,732
うち変動金利定期預金	1,500	1,406
その他の	172	176
計	86,381	83,625
譲渡性預金	—	—
合計	86,381	83,625

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の 区分ごとの定期預金の残高

(年度末、単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
定期預金	50,955	50,683
固定金利定期預金	49,410	49,373
変動金利定期預金	1,544	1,309

(3) 貸出金等に関する指標

イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
手 形 貸 付	2,357	2,471
証 書 貸 付	32,354	32,611
当 座 貸 越	1,775	1,859
割 引 手 形	116	78
合 計	36,603	37,020

ロ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(毎期末現在、単位：百万円)

科 目	令和 6 年度	令和 7 年度
貸 出 金	37,124	36,445
固 定 金 利 貸 出 金	23,861	23,126
変 動 金 利 貸 出 金	13,263	13,319

ハ. 担保の種類別の貸出金残高

(毎期末現在、単位：百万円)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
当 金 庫 預 金 積 金	417	390
有 価 証 券	—	90
動 産	—	—
不 動 産	3,721	3,567
そ の 他	—	—
小 計	4,139	4,048
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	5,920	5,588
保 証	7,241	5,583
信 用	19,824	21,225
合 計	37,124	36,445

二．担保の種類別の債務保証見返額

(毎期末現在、単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
当 金 庫 預 金 積 金	—	—
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	—	—
そ の 他	—	—
小 計	—	—
信 用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	—	—
保 証	89	54
信 用	11	61
合 計	100	115

ホ．使途別の貸出金残高

(毎期末残高、単位：百万円)

使 途	令和6年度		令和7年度	
		構成比%		構成比%
設 備 資 金	11,072	29.82	10,674	29.28
運 転 資 金	26,052	70.17	25,771	70.71
合 計	37,124	100.00	36,445	100.00

へ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(毎期末残高、単位：百万円)

業 種	令和6年度			令和7年度		
	貸出 先数	貸出金 残高	構成比 (%)	貸出 先数	貸出金 残高	構成比 (%)
製 造 業	74	4,037	10.87	68	3,872	10.62
農 業、林 業	3	62	0.16	1	60	0.16
漁 業	—	—	—	—	—	—
鉱 業、採石業、 砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建 設 業	115	4,503	12.12	113	4,674	12.82
電 気、ガ ス、 熱 供 給、水 道 業	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2	73	0.19	2	85	0.23
運 輸 業、郵 便 業	4	1,077	2.90	3	342	0.93
卸 売 業、小 売 業	67	2,309	6.21	62	2,382	6.53
金 融 業、保 険 業	10	12,021	32.38	10	12,019	32.97
不 動 産 業	29	1,506	4.05	31	1,758	4.82
物 品 賃 貸 業	3	162	0.43	3	161	0.44
学術研究、専門・技術 サ ー ビ ス 業	4	36	0.09	4	32	0.08
宿 泊 業	4	593	1.59	5	625	1.71
飲 食 業	50	504	1.35	52	461	1.26
生活関連サービス業、 娯 楽 業	26	539	1.45	25	552	1.51
教 育、学 習 支 援 業	3	254	0.68	3	242	0.66
医 療、福 祉	14	407	1.09	14	417	1.14
そ の 他 の サ ー ビ ス	38	1,723	4.64	39	1,804	4.94
小 計	446	29,815	80.31	435	29,492	80.92
地 方 公 共 団 体	4	3,359	9.04	4	3,113	8.54
個 人	1,313	3,949	10.63	1,262	3,839	10.53
合 計	1,763	37,124	100.00	1,701	36,445	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ト．消費者ローン・住宅ローン残高

(毎期末現在、単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
消費者ローン	1,509	1,444
住宅ローン	2,440	2,395

チ．預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：％)

区 分	令和6年度	令和7年度
期末預貸率	44.70	44.49
期中平均預貸率	42.37	44.26

(注) 1. 期 末 預 貸 率 = $\frac{\text{貸出金末残}}{\text{預金積金末残} + \text{譲渡性預金末残}} \times 100$

2. 期 中 平 均 預 貸 率 = $\frac{\text{貸出金平残}}{\text{預金積金平残} + \text{譲渡性預金平残}} \times 100$

（４）有価証券に関する指標

イ．商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

ロ．有価証券の残存期間別残高

令和 6 年度

(年度末、単位：百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	157	—	157
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	1,822	5,653	4,876	2,811	2,515	3,128	—	20,809
株 式	—	—	—	—	—	—	4	4
外 国 証 券	498	1,785	1,959	767	379	1,439	906	7,736
投 資 信 託	—	—	—	667	—	—	1,371	2,039
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	2,321	7,439	6,835	4,247	2,894	4,725	2,281	30,745

令和 7 年度

(年度末、単位：百万円)

区 分	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	—	—	—	—	—	139	—	139
地 方 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,503	5,414	6,073	2,978	1,329	2,440	—	20,740
株 式	—	—	—	—	—	—	4	4
外 国 証 券	695	2,857	860	550	286	1,171	933	7,356
投 資 信 託	—	—	412	248	—	—	1,500	2,161
そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—	—	—
合 計	3,198	8,272	7,346	3,777	1,616	3,751	2,438	30,400

ハ．有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
国 債	199	199
地 方 債	—	—
短 期 社 債	—	—
社 債	21,062	22,004
株 式	4	4
外 国 証 券	8,119	7,973
投 資 信 託	2,251	2,146
そ の 他 の 証 券	—	—
合 計	31,637	32,328

ニ．有価証券の種類別の残高

(年度末、単位：百万円)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
国 債	157	139
地 方 債	—	—
短 期 社 債	—	—
社 債	20,809	20,740
株 式	4	4
外 国 証 券	7,736	7,356
投 資 信 託	2,039	2,161
そ の 他 の 証 券	—	—
合 計	30,745	30,400

ホ．預証率の期末値及び期中平均値

(単位：%)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度
期 末 預 証 率	37.02	37.11
期 中 平 均 預 証 率	36.62	38.65

(注) 1. 期 末 預 証 率 = $\frac{\text{有価証券末残}}{\text{預金積金末残} + \text{譲渡性預金末残}} \times 100$

2. 期 中 平 均 預 証 率 = $\frac{\text{有価証券平残}}{\text{預金積金平残} + \text{譲渡性預金平残}} \times 100$

13. 金庫の事業の運営

(1) 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づく、内部統制システムの規律を踏まえ、以下の通り、当金庫（子法人を含む。）における職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他当金庫の業務の適正を確保するための体制及び、当金庫の監事への報告に関する体制等を整備しております。

1. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
2. 当金庫の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
3. 当金庫の理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
4. 当金庫の職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
5. 次に掲げる体制その他の当金庫及びその子法人等から成る集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ. 当金庫の子法人等の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者（ハ及びニにおいて「取締役等」という。）の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制
 - ロ. 当金庫の子法人等の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ. 当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
8. 次に掲げる体制その他の当金庫の監事への報告に関する体制
 - イ. 当金庫の理事及び職員が当金庫の監事に報告をするための体制
 - ロ. 当金庫の子法人等の取締役、会計参与、監査役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当金庫の監事に報告をするための体制
9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 当金庫の監事の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手續その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
11. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 法令遵守の体制

信用金庫は、信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受けております。また、信用金庫は高い公共性を発揮し、地域の中小企業等および地域住民のための協同組織金融機関としてその社会的使命を自覚し、経営の健全性と透明性にも配慮し、それぞれの地域社会繁栄に奉仕することを基本理念としております。こうした地域とともに歩む金融機関として、地域に真に信頼されるため

には、法令や法令に基づく各種ルール、更には社会的な規範を遵守することは当然の責務であり、いささかなりとも社会から批判を受けることのないよう努めていかなければなりません。

当金庫におきましては、役職員一人ひとりが、コンプライアンス・マニュアルにより法令や企業倫理に対する認識を深め遵守するとともに、コンプライアンス・チェックリスト表により法令等遵守の意識の確認のためにチェックを行っております。また、本部・各営業店ごとに研修会を開催し、意識の向上を図ることとしております。

今後は、コンプライアンス・マニュアルなどについて、随時現状を鑑みた内容の見直しを図ります。また、苦情等処理体制の強化を図り、健全性、信頼性の向上に努めてまいります。

（３）リスク管理の体制

金融機関の業務が多様化、複雑化している中、それに伴い、管理すべきリスクも急速に増大しています。こうした環境下において、リスクは常に変化していくため、従来以上に適切に対応していくことがリスク管理の本質と考えております。

当金庫では、各種リスクの早期把握と管理強化を経営の重点課題として掲げており、すでに制定している「統合的リスク管理規程」に基づき、経営の健全性確保・地元地域への継続的な貢献を目的として、各リスクに対して適時適切な対応が図れるよう管理体制を強化しています。

◎信用リスク管理

信用リスクとは、貸出先の業況悪化や倒産等により、元本の返済や貸出金利息の支払いが契約通りに行われなくなるリスクのことです。

当金庫では、貸出資産の健全性確保を最重点課題とし、貸出審査部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制をとっています。さらに、資産内容の実態をできる限り客観的に把握し、企業会計原則及び日本公認会計士協会の「実務指針」等に基づき適正な貸出金償却・引当を行うために自己査定を実施しています。

この自己査定においては、営業関連部門から独立した資産査定部門が、営業関連部門に対して牽制機能を働かせることにより適正・正確な資産査定を行っております。

また、内部研修の実施や外部研修への受講生派遣、本部による営業店への臨店指導等、実践的な取組みによる人材育成にも努めています。

◎市場リスク管理

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等、様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産の価値が変動し損失を被るリスクで、金利動向に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などがあります。

当金庫では、事業計画に基づいた運用・調達の方針を策定し、余資運用情報協議会でチェック・検討を行ない、より健全な資産・負債のバランス、収益構造の強化、管理態勢の充実に努めています。

また、市場リスク管理要領及び市場リスク管理チェックリスト表によりリスク管理の充実に図っております。

◎流動性リスク管理

流動性リスクとは、資金が固定したり、不足したために店頭での支払いや決済資金に支障をきたすリスクのことです。

当金庫では、流動性リスク管理要領及び流動性リスク管理チェックリスト表により、リスク管理の充実を図っており、調達した資金と運用している資金の期間のバランスが極端に崩れないよう細心の注意を払って管理を行い、常に必要な支払資金の確保に努めています。

◎オペレーショナル・リスク管理

・事務リスク管理

事務リスクとは、事務処理上の錯誤・ミスや事故・不正等を起こすことによって、金融機関のイメージや信用が損なわれるリスクのことです。

当金庫では、事務リスク管理要領及び事務リスク管理チェックリスト表によりリスク管理の充実を図るとともに、こうした事故の未然防止のために、本部検査部署による臨店検査の実施や、営業店など各々の部署で定期的に自店検査を実施し、相互牽制が働く運営体制により事務リスクの発生防止に努めています。

また、事務処理を担当する職員のレベルアップを図るため内部研修の実施や、営業店への臨店指導など、事務リスク管理の強化を図っています。

・システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータ・システムのダウンまたは誤作動、災害や回線故障およびシステム不備などに伴い損失を被るリスクや、情報資産の漏洩、紛失、不正使用、改ざん等コンピュータを不正使用されることなどによる人為的要因により損失を被るリスクをいいます。

業務の多様化、高度化や取引量の増加に伴い、コンピュータ・システムは当金庫に欠くことのできない存在となっており、システムリスクを回避するための安全対策は、お客さまに質の高いサービスをご提供するうえで、極めて重要であり、この安全対策の充実に全力をあげて取り組んでいます。

当金庫は、一般社団法人しんきん共同センターとしんきん共同システムに係る業務委託契約を締結して、システムの情報処理等の業務を委任して、オンラインおよびバックアップシステムの稼動に対する安全対策に万全を期しています。なお、オンライン回線は専用回線を使用し外部からアクセスできないようにして、データ全体を暗号化しデータの改ざんを防止しています。

また当金庫では、情報資産の安全対策に関する基本方針「セキュリティ・ポリシー」に基づいて、保有する情報システムおよび情報資産を適切に保護・管理し、金融機関としての社会的責任を果たすために万全の体制を講じています。

・風評リスク管理

風評リスクとは、当金庫の資産の健全性や収益力、自己資本などのリスク耐久力、規模、成長性、利便性など当金庫の価値・イメージを形成する内容について、その事実が存在しないにもかかわらず、劣化したなどの噂だけが広まることによって、当金庫への安心度、親密度が損なわれることにより、当金庫に対する評価が著しく低下するリスクのことです。

当リスク管理においては、社会における金融経済の状況を適切に把握し、当金庫の風評および業界の風評に伴う悪影響などに対し、未然に対処すべく、管理態勢を図っています。

（４）顧客保護等管理方針

当金庫は、お客様の利益を保護し、利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客様の立場に立った業務運営を行います。

1. 当金庫は、法令や内部規程等の各ルールを厳格に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客様の正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行います。
2. 当金庫は、お客様への説明を要するすべての取引や商品について、そのご理解や経験・資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客様からのご意見・要望や相談および苦情等については、真摯に対応し、お客様のご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客様の正当な利益が保護されるように努めます。
4. 当金庫は、お客様の情報を業務上必要な範囲内で、法令等に従って適切に取得するとともに、不正なアクセスや流出等を防止するため必要かつ適切な措置を講じることにより安全に管理します。
5. 当金庫が行う業務を外部業者に委託するにあたっては、お客様の情報管理やその他お客様の利益を守るため、適切に外部委託先を管理します。

※ 本方針において「お客様」とは、当金庫をご利用されている方およびご利用しようとしている方をいいます。

※ 本方針において「業務」とは、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等および業としてお客様と当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

（５）個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」といいます。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

(6) 利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、本方針及び当金庫が定める庫内規則等に基づき、お客様の利益が不当に害される恐れのある取引を適切に管理(以下「利益相反管理」といいます。)し、もってお客様の利益を保護するとともに、お客様からの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害される恐れのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引(自己取引)
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引(双方代理及び競合取引)
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引(情報利用取引)
 - (2) ①から③の他、お客様の利益が不当に害される恐れのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またはこれらを組み合わせることにより管理します。
 - ① 対象取引またはお客様との取引の条件または方法を変更する方法
 - ② 対象取引またはお客様との取引を中止する方法
 - ③ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害される恐れがあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、利益相反管理統括部署に利益相反管理統括者の配置を行い、利益相反の恐れのある取引の特定及び利益相反管理を行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理体制の適切性及び有効性について定期的に検証します。

(7) 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、全役職員(嘱託職員・パート職員含む)が、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
3. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(8) 地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、以下の方針に基づき、地域の中小企業者等および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するなど、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

1. 取組み方針

地域の中小企業者等および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された地域金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- ・ 態勢整備を図るために、理事会および常勤理事会において、本基本方針・金融円滑化管理方針・金融円滑化管理規程の策定、金融円滑化管理責任者の選定等を決議しています。
- ・ お客様へのきめ細かな経営改善支援を行うために、本部の経営改善支援担当部署(企業支援部)と営業店とが一体となって経営改善支援に取り組んでいます。また、富山県中小企業活性化協議会や北陸税理士会富山県支部連絡協議会との連携により、経営改善支援機能の強化に取り組んでいます。
- ・ お客様の事業価値を見極める能力(目利き力)を向上させるため、全国信用金庫協会等による外部研修に職員を派遣しています。また、研修参加者による庫内研修会も開催しています。

3. 他の金融機関等との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から貸付条件の変更等の申し出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域の中小企業者等および個人のお客様の金融の円滑化に努めてまいります。

(9) 中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための 取組みの状況

1. 中小企業等の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地域経済の活性化を図るべく地域の協同組織金融機関として、また、中小企業経営力強化支援法に基づき認定された経営革新等支援機関(注)として、中小企業・小規模事業者の皆様がライフステージに応じて抱えておられるさまざまな経営課題の解決や目標実現に向けたきめ細やかな対応や、コンサルティング機能の発揮に取り組んでおります。

今後も、本部および営業店が一体となり、中小企業・小規模事業者の皆様に対する支援態勢の構築と支援内容の充実を図り、お客様の経営力強化に資する取組みに努めてまいります。

(注)平成24年8月30日に施行された中小企業経営力強化支援法に基づき、経営革新等支援機関認定制度が創設され、当金庫は、平成24年11月5日に経営革新等支援機関(第1号)に認定されました。

2. 中小企業等の経営支援に関する態勢整備の状況

経営改善支援先に対する取組みについては、「経営改善支援要領」を定め、担当部署を融資管理部および企業支援部とし、中小企業・小規模事業者の皆様からの経営相談や経営指導、事業再生等にはコンサルティング機能を十分に発揮する態勢整備を図っております。

また、職員のスキルアップ(目利き力・企業分析力など)のため、各種講座への派遣・通信講座の受講・庫内研修会を実施しております。

なお、経営改善が必要な場合には「富山県中小企業支援ネットワーク会議」なども活用し、外部専門家(税理士や中小企業診断士など)、外部専門機関(富山県中小企業活性化協議会など)、他金融機関との連携も図りつつ、実効性のある経営改善アドバイスや経営改善計画の策定支援に努め、経営者の皆様とともに経営改善に取り組んでまいります。

連携する外部専門機関等は、以下のとおりです。

- ・公益財団法人富山県新世紀産業機構
- ・富山県中小企業支援ネットワーク連絡協議会
- ・中小企業支援ネットワーク強化事業(中部経済産業局)
- ・とやま中小企業チャレンジファンド事業(富山県)
- ・北陸税理士会富山県4支部

3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

①創業・新規事業開拓の支援

- ・信用保証制度等を活用し支援を実施

②成長段階における支援

- ・地域企業の活性化を図るため、親睦団体(としん会等)の交流会や合同ビジネスフェア等を活用した販路拡大支援を実施
- ・担保・保証に依存しない融資による支援を実施

③経営改善・事業再生・業種転換等の支援

- ・経営改善支援先を選定し、事業改善計画書の策定を通じて、債務者区分のランクアッ

- プへの取組みおよび企業の自助努力による経営改善支援を実施
- ・ 中小企業支援ネットワーク強化事業における専門家派遣による経営改善支援体制を整備
 - ・ 企業の金融円滑化を図るとともに、制度融資等を活用し、経営の安定化や貸付条件変更等に積極的に対応し、モニタリング等を通じて事業改善の進捗状況を確認しながら継続的に事業再生支援を実施

④地域の活性化に関する取組状況

- ・ 地域経済の変化や、少子高齢化、人口減少等が見込まれる当金庫営業地域内の経済の発展に寄与するため、「環境・介護・医療などの新成長分野」をはじめとして、地方の創生や活性化に資する事業者に対して、地方公共団体・政府系金融機関等と連携を図り支援することを目的として「としん地方創生・活性化ローン事務取扱要領」を制定
- ・ 地域経済の活性化を目的とした地域各種団体と連携し、各種事業活動(戸出七夕祭りや中田かかし祭りなど)に積極的に参画
- ・ 子育て支援として、『としん子育て応援定期積金「すくのび」』を販売、また、各種消費者ローン等の金利優遇制度においても、家族割引により子育て等を支援

4. 経営者保証に関する取組方針及び「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「経営者保証に関する取組方針」を以下のとおり策定しています。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

①経営者保証に関する取組方針

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

- お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向や事業性評価等の内容を踏まえたうえで検討いたします。
- 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

- 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
- お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
- 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
- お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

以 上

②「経営者保証に関するガイドライン」への取組状況

	令和 6 年度	令和 7 年度
新規に無保証で融資した件数	4 5 1 件	4 1 2 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	6 5 . 1 7 %	6 3 . 4 8 %
保証契約を解除した件数	6 件	4 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

5. 金融仲介機能のベンチマークに関する開示

○全事業所取引先企業に対するメイン先の状況(先数及び融資残高)

令和 8 年 3 月 3 1 日現在

(全取引先に対する割合)

- | | | |
|------------|------------|--------|
| ①メイン先数 | 431 先 | 51.92% |
| ②メイン先の融資残高 | 12,571 百万円 | 70.46% |

(注)メイン先は、「個人・地方公共団体・金融機関・土地開発公社・財団法人」を除く、全事業先(個人事業主、法人)を集計しています。

(10) 金融ADR制度への対応

[苦情処理措置]

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規程を整備し、その内容をホームページ、パンフレット等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日(9時～17時)に営業店(電話番号は5ページ参照)または総務部(0763-22-2200)にお申し出ください。

[紛争解決措置]

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記総務部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出があれば、富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0776-23-5255)、東京弁護士会紛争解決センター(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会仲裁センター(電話：03-3581-2249)にお取次ぎいたします。

(11) マネー・ローンダリング・テロ資金供与・

拡散金融対策に係る対応

当金庫は、マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融の防止に向けた対策を経営上の重要な課題の一つとして位置付け、事務管理部を統括部署、事務管理部担当理事を責任者として定めるとともに、当金庫が直面するリスクを適切に評価し、リスクに応じた対策を実施しています。

マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融(以下、「マネロン等」という。)とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を転々とさせることで、資金の出所をわからなくしたりする行為や、テロの実行支援等を目的としてテロリスト等に資金を渡す行為及び核兵器等の大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為を指します。

当金庫では、こうしたマネロン等の手段にサービスが悪用されることを防止し、お客様に安心・安全にサービスをご利用いただけるよう、「犯罪収益移転防止法」を始めとする関係法令、金融庁が公表する「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等を遵守し、引き続きマネロン等対策の取組みの強化に努めていきます。